

# 世田谷清掃工場だより



印刷物登録 令和2年度 第42号



令和2年9月10日 第27号



発行：東京二十三区清掃一部事務組合  
世田谷清掃工場

〒157-0074 世田谷区大蔵一丁目1番1号  
電話 03-3416-5355 FAX 03-3416-5387  
見学に関するお問合せ 03-3416-5339 (技術係)

Clean Authority of TOKYO

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kojo/setagaya/index.html>



## 第26回運営協議会を書面にて開催しました

運営協議会は、町会・自治会、マンション管理組合、PTAの代表、世田谷区と清掃工場を運営する当組合が、工場の運営について協議・報告する場ですが、今回は、新型コロナウイルス感染の拡大防止のため、書類送付による書面開催といたしました。資料等、詳細は世田谷清掃工場のホームページをご覧ください。

## 排ガスに関する環境調査結果について

世田谷清掃工場の排ガスに関する環境調査結果は、下表のとおりです。各項目の値は、大気汚染防止法や世田谷清掃工場の操業に関する協定書の基準値を下回っています。今後とも、公害防止及び環境保全に努め、環境負荷の低減に取り組んでいきます。



調査機関：株式会社環境技術研究所、(ダイオキシン類)ユーロフィン日本環境株式会社

項目	基準値		炉	調査年月日				単位
	法律	協定書		1号	令和元年10月21日	令和元年11月21日	令和2年1月8日	
ばいじん	0.04	0.01	1号	令和元年9月26日	令和元年11月22日	令和2年1月24日	令和2年3月13日	g/m <sup>3</sup> N
			2号	不検出	不検出	不検出	不検出	
硫黄酸化物	151	10	1号	2	不検出	不検出	不検出	ppm
			2号	不検出	不検出	不検出	不検出	
窒素酸化物	87	50	1号	35	20	42	34	ppm
			2号	27	29	34	31	
塩化水素	430	10	1号	不検出	不検出	不検出	不検出	ppm
			2号	不検出	不検出	不検出	不検出	
水銀	50	-	1号	0.40	0.23	0.35	0.29	μg/m <sup>3</sup> N
			2号	0.13	0.39	0.11	0.22	
ダイオキシン類	0.1	-	1号	-	0.00000015	-	-	ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N
			2号	-	0.00000087	0.000026	-	

- (注) 1 「不検出」とは、定量下限値未満を表します。  
2 各項目の値は、酸素濃度12%換算値です。  
3 m<sup>3</sup>N (ノルマル立方メートル) は、0℃、1気圧の標準状態における気体の体積を表します。  
4 ppmは、100万分の1の割合を表します。ng (ナノグラム) は、10億分の1グラムの質量を表します。  
5 TEQ (毒性等量) とは、ダイオキシン類の量を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値です。

## 世田谷清掃工場環境フェア及び工場見学の中止について

毎年10月に開催されていた世田谷清掃工場環境フェアについて、今年は新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から、中止する運びとなりました。楽しみにして下さっていた方には、大変申し訳ございません。また、清掃工場の見学受付についても、当面の間中止しています。見学の再開につきましては、東京二十三区清掃一部事務組合のホームページにてご案内申し上げます。皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解の程お願いいたします。

## 区立用賀中学校から感謝状をいただきました

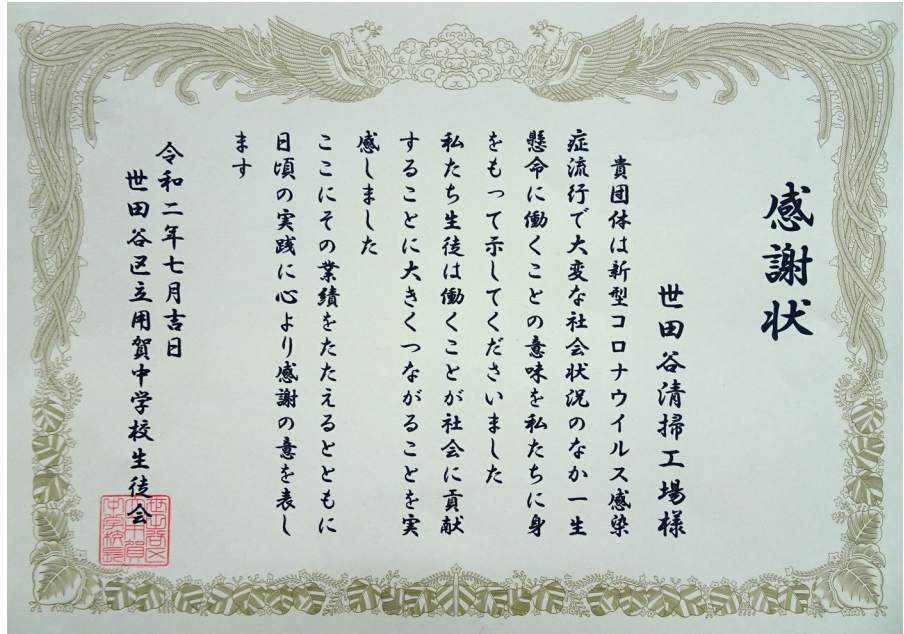
世田谷区立用賀中学校の生徒の皆さまより、新型コロナウイルスが感染拡大する中で清掃事業を行っている当工場に対し、感謝状やお手紙をいただきました。職員一同、とても嬉しい気持ちになりました。お心遣いに変感謝しております。ありがとうございました。



生徒の皆さまが作った感謝のロゴマーク



生徒の皆さまからのお手紙



## 一般廃棄物処理基本計画の改定について

当組合の一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、23区の一般廃棄物の中間処理について定めるもので、清掃工場の建替えや最終処分場の延命化等について、区民の皆さまや23区等の意見を踏まえ、改定することとしています。現在、令和2年度末を目途に改定を進めており、世田谷清掃工場の建替えについても検討されています。詳しくはホームページをご覧ください。



▲一廃計画 QRコード

🔍 東京二十三区清掃一部事務組合「一廃計画」

検索

## 家庭ごみを清掃工場に持ち込めますか？

当工場では、「家庭で大量のごみが出たので、清掃工場に持ち込めますか？」というお問合せをいただくことがあります。清掃工場は可燃ごみを処理する施設で、処理施設に個人が立ち入るのは大変危険なため、他の自治体では認めているところもありますが、東京23区の清掃工場では個人がごみを持ち込むことはできません。一度にごみを大量に出す場合（おおむね45ℓの袋で4袋以上）や臨時にごみを出す場合は、有料で清掃事務所が収集しています（日時や金額など詳細は管轄の清掃事務所へご相談ください）。ただし、家庭の粗大ごみ（一辺の長さが30cmを超えるもの。テレビ、冷蔵庫など家電リサイクル法対象品やパソコンは除く）については持ち込める施設がありますので、粗大ごみ受付センターへお問合せください。

資源とごみの出し方に関するお問合せ				粗大ごみのお問合せ
世田谷区 清掃・リサイクル部事業課 ☎03-6304-3297	世田谷清掃事務所 (世田谷・北沢地域) ☎03-3425-3111	玉川清掃事務所 (玉川地域) ☎03-3703-2638	砧清掃事務所 (砧・烏山地域) ☎03-3290-2151	世田谷区 粗大ごみ受付センター ☎03-5715-1133